

令和4年度 大阪支部事業計画(案) 及び予算計画(案)



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

下線部分：令和4年度大阪支部事業計画案（案）新設箇所、主な変更箇所

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
1. 基盤的保険者 機能関係	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また健全な財政運営を行う。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また健全な財政運営を行う。 <p>＜重要度：高＞</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>＜困難度：高＞</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>		<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また健全な財政運営を行う。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
1. 基盤的保険者 機能関係	<p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況を適切に管理し、傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 営業日）を遵守する。 ・お客様満足度調査による「支部別カルテ」を活用し、現状の課題を把握することにより、サービス水準の向上に取り組むとともに、申請書の設置環境の拡大を図ることにより、現金給付等の申請に係る郵送化率を上昇させる。<u>また、加入者からの相談業務を円滑に進めるため、相談設備の改善を図る。</u> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.9%以上とする</p> <p>③限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の進捗を踏まえ、事業主や健康保険委員に対して、各種研修会やリーフレットによる広報を実施するとともに、大阪府内の医療機関や薬局、商工会議所等と連携し、申請書の入手し易い環境を整備することにより限度額適用認定証の利用促進を図る。 	基① P.3 基② P.5	<p>②サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況を適切に管理し、傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守する。 ・お客様満足度調査による「支部別カルテ」を活用し、現状の課題を把握することにより、サービス水準の向上に取り組むとともに、申請書の設置環境の拡大を図ることにより、現金給付等の申請に係る郵送化率を上昇させる。 <p>■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする</p> <p>③限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の状況を踏まえ、事業主や健康保険委員に対して、各種研修会やリーフレットによる広報を実施するとともに、大阪府内の医療機関や薬局、商工会議所等と連携し、申請書の入手し易い環境を整備することにより限度額適用認定証の利用促進を図る。 <p>■KPI： 設定なし 令和3年3月よりオンライン資格確認が開始されることに伴い自己負担限度額が医療機関窓口で確認可能となるため、具体的な数値設定が困難なため。</p>

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
1. 基盤的保険者 機能関係	<p>④現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案について、重点的な審査を行うとともに、随時開催する保険給付適正化PT会議を効果的に活用し、日本年金機構と連携・協力し立入検査等を実施する。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部より示された「事務手順書」に基づき、確実に進捗確認を実施する。 <p>⑤効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト内容点検行動計画に基づき、システムの効率的活用と、点検員のスキルアップを図る。 高点数レセプトの点検強化等の質的向上を図り、再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。 支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。 <p>≪困難度：高≫</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達して</p>	基③ P.7	<p>④現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪支部「保険給付適正化PT調査等要領」に基づき選定した対象事案について、定期的（随時）開催する「保険給付適正化PT会議」において、調査方針等を議論・検たうえで立入検査の要否を判断し、日本年金機構と連携・協力し立入検査等を実施する。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部より示された「事務手順書」に基づき、確実に進捗確認を実施する。 <p>⑤効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費の適正化を図るため、診療報酬が正当に請求されているか確認を行い、財政効果額を向上させるため、資格・外傷・内容点検の各点検においては、以下の取り組みを重点課題として強力に推進する。 <p>【資格点検】 無資格受診における医療機関照会と返納金請求の確実な実施</p> <p>【外傷点検】 損害賠償金請求及び労災による返納金請求の確実な実施</p> <p>【内容点検】 内容点検行動計画に基づき、システム点検の効果的な活用や点検員の点検スキル向上施策等の実施。特に、高点数のレセプトを点検するなど、点検の質的向上に取り組む。</p>

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
<p>1. 基盤的保険者 機能関係</p>	<p>いるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。 (※) 電子レセプトの普及率は98.8% (2020年度末) となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 (※) について対前年度以上とする (※) 査定率=レセプト点検により査定 (減額) した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>⑥柔道整復施術療養費等における文書照会の強化 ・柔道整復施術療養費について、多部位、頻回施術及び長期施術の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。あわせて、令和元年度行った調査研究事業の結果に基づき、いわゆる「部位ころがし」の疑いがある者への照会事業を実施する。また、柔道整復療養費審査委員会の指摘に基づき、不自然な申請が多い施術所に対する照会を継続実施する。<u>併せて、加入者への文書照会を行う際には、リーフレットなどを活用し柔道整復施術受診にかかる正しい知識の普及を図る。</u></p>	<p>基④ P.9</p>	<p>■KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。</p> <p>⑥柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・多部位、頻回施術及び長期施術の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。あわせて、令和元年度行った調査研究事業の結果に基づき、いわゆる「部位ころがし」の疑いがある者への照会事業を実施する。 ・柔道整復療養費審査委員会における審査強化を図るとともに審査会の指摘に基づき、不自然な申請が多い施術所に対する照会を継続実施する。 ・関係機関と連携した不正請求対策及び適正化に向けた啓発事業を強化する。</p>

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
1. 基盤的保険者機能関係	<p>・あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、長期頻回施術に対する審査強化事業を継続実施するとともに、医師による再同意の確認を重点的に行う。</p> <p>・不正の疑いのある案件は積極的に厚生局に情報提供を行い、<u>不正が確定した案件は速やかな返還金請求などの処理を行う。</u></p> <p>■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>⑦返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p> <p>・保険証未返納率や返納金発生件数などの事業所データを活用した事業所への文書等による啓発等を実施し、資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。</p> <p>・定期的な催告に加えて支部独自催告を実施することにより、債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施、<u>高額債務者への積極的な接触により</u>、返納金債権の回収率の向上を図る。</p>	<p>基⑤ P. 13</p> <p>基⑥ P. 15</p>	<p>⑦あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <p>・平成30年7月より添付が義務付けられた「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」をもとに長期頻回施術に対する審査強化事業を継続実施するとともに、医師による再同意の確認を重点的に行う。また、審査により疑義が生じた場合は、患者や同意医師に対して照会を行い、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。</p> <p>■KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p> <p>⑧返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <p>・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p> <p>・保険証未返納率や返納金発生件数などの事業所データを活用した事業所への文書等による啓発等を実施し、資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。</p> <p>・債権の早期回収に取り組むとともに、スケジュールに沿った定期的な催告や支部独自催告により債務者との接触率を高めつつ、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</p>

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
<p>1. 基盤的保険者 機能関係</p>	<p>＜困難度：高＞</p> <p>事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>■ KPI:①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p>		<p>■KPI: ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする * ③は削除（KPIの分子である「資格喪失後受診に伴う返納金」が令和3年3月から開始されるオンライン資格確認により自ずと減少していくことなど、協会の自助努力と関係なく、外的要因が強影響することから）</p>

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
<p>1. 基盤的保険者 機能関係</p>	<p>⑧被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施するとともに、事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を実施する。また、未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする</p> <p>⑨オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>納入告知書同封チラシ等</u>を活用した広報により、<u>マイナンバーカードの保険証としての利用推進に協力する。</u> <p>《重要度：高》 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>	<p>基⑦ P. 17</p>	<p>⑨被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施するとともに、事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を実施する。また、未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする</p>

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
1. 基盤的保険者 機能関	<p>⑩業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化（山崩し方式定着活動）により、職員の多能化による生産性の向上を推進する。 ・ 加入者等から寄せられた「お客様の声」を定例会議等で共有化を図り、サービス水準の向上や業務の改善に繋げる。 <p>≪困難度：高≫</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p>		<p>⑩業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化（山崩し方式定着活動）により、職員の多能化による生産性の向上を推進する。 ・ 加入者等から寄せられた「お客様の声」を定例会議等で共有化を図り、サービス水準の向上や業務の改善に繋げる。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者 機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I：加入者の健康度の向上</p> <p>II：医療等の質や効率性の向上</p> <p>III：医療費等の適正化</p>		<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 加入者の健康度の向上</p> <p>II 医療等の質や効率性の向上</p> <p>III 医療費等の適正化</p> <p>◎ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（I、II、III）</p> <p>○事業所単位での健康・医療データを活用した、事業所健康度が見える化した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を事業所に提供し、コラボヘルスを推進する。</p> <p>○支部スコアリングレポート等の分析ツールを活用し、効率的かつ効果的な保健事業を実施する。</p> <p>◎データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <p>○関係機関との連携を推進し、糖尿病性腎症重症化予防にかかる受診勧奨の質を高める。</p> <p>○最終評価に向けて、PDCAサイクルに沿い後半の計画を実施する。</p> <p><データヘルス計画の上位目標></p> <p>■「糖尿病にかかる被保険者1人当たりの医療費を平成27年度実績（7,626円）以下にする」</p> <p>■「透析治療の新規患者数を平成27年度新規患者数（295名）以下にする」</p>

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者機能関係	<p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>②</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>【被保険者】</p> <p>（生活習慣病予防健診）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所及び未受診者を対象に集団健診を実施する。 ・健診推進経費を活用し健診機関との連携を強化する。 ・事業所の業態及び構成比に順じた総合判定を行い、対象事業所の未受診者へ受診勧奨を実施する。 ・生活習慣病予防健診の実施機関を拡大する。また、<u>新規契約となった実施機関周辺事業所へ健診案内を実施する。</u> ・<u>当該年度 35 歳の対象者及び婦人科検診の対象者に絞った効果的な受診啓発及び受診勧奨を実施する。</u> ・新規適用事業所を対象に電話勧奨を含めた受診勧奨を実施する。 <p>（事業者健診）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ取得勧奨業務に係る外部委託の拡大、強化を行う。 ・<u>協定締結保険会社と連携し、健康経営優良法人認定フォローアップと一体となった同意書取得を行う。</u> ・<u>大阪労働局との連携により、新運用スキーム等の周知、啓発を行う。</u> 	<p>戦⑧ P. 19</p> <p>戦⑨ P. 21</p>	<p>①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>②</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>□健診の受診勧奨対策</p> <p>【被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診の未受診者を対象に集団健診を実施する。 ・生活習慣病予防健診の実施機関を拡大する。拡大は、受診率が低い地域、加入者1人あたり実施機関が少ない地域に重点を置く。 ・新規適用事業所を対象に電話勧奨を含めた生活習慣病予防健診の受診勧奨を実施する。 ・健診推進経費を活用し健診機関から受診勧奨を実施する等、健診機関との連携を強化する。 <p>・事業者健診データ勧奨業務に係る外部委託の拡大、強化を行う。また、労働局・経済団体や民間業者と連携し、勧奨の効果向上及び勧奨機会の拡大を図る。</p>

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者 機能関係	<p>【被扶養者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>府内在住の対象者に集団健診を実施する。また、未受診者対策として、人口の多い地域で付加価値を付与した集団健診を実施する。</u> ・ 自治体との連携を強化し、集団健診、院内健診双方において特定健診とがん検診の同時実施を推進する。 ・ <u>当該年度 40 歳の対象者に絞った効果的な受診啓発を実施する。</u> ・ <u>経年受診者を対象に受診頻度に準じた次年度に向けた健診の受診啓発を実施する。また、過去の健診結果を活用し、重症化予防の啓発を実施する。</u> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年次案内・受診勧奨は、効果的な案内を取り入れ受診意欲の喚起を図る。 <p>≪重要度：高≫ 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>≪困難度：高≫ 近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p>	戦⑩ P. 23	<p>【被扶養者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体との連携を強化し、集団健診、院内受診双方において特定健診とがん検診の同時実施を推進する。 ・ 特定健診の未受診者を対象に過去の受診状況等を活用し受診勧奨を行う。 ・ 健康宣言を行っている事業主と連携し、事業主・支部長連名による特定健診の受診勧奨を行う。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年次案内・受診勧奨は、ナッジ理論等を活用し受診意欲の喚起を図る。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者 機能関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：1,300,312人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 48.4% (実施見込者数：629,351人) ・事業者健診データ 取得率 10.9% (取得見込者数：141,734人) ■ 被扶養者（実施対象者数：394,683人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 34.5% (実施見込者数：136,166人) ■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を48.4%以上とする ②事業者健診データ取得率を10.9%以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を34.5%以上とする <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>【被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各健診機関の年間目標値の設定と達成に向けた訪問等によるフォローの実施及び、保健指導推進経費の活用により健診機関における健診日当日の初回面談の強化を図る。 ・健診機関と連携・協力した対象者に対する特定保健指導の利用案内を実施する。 ・府外在住者も含めた多角的な利用案内を実施するため、特定保健指導専門機関との連携を強化する。 ・特定保健指導専門機関による健康サポートを実施し、事業所の特定保健指導受け入れ拡大を図る。 	戦⑪ P. 25	<ul style="list-style-type: none"> □被保険者（40歳以上）（実施対象者数：1,365,008人） <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診 実施率 44.7% (実施見込者数：610,000人) 事業者健診データ 取得率 9.7% (取得見込者数：132,000人) 被扶養者（実施対象者数：384,117人） <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査 実施率 32.8% (実施見込者数：126,000人) ■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を44.7%以上とする ②事業者健診データ取得率を9.7%以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を32.8%以上とする <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <p>□保健指導の受診勧奨対策</p> <p>【被保険者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診で、健診機関による健診当日の初回面談を強化する。 ・健診機関による健診当日の初回面談拡大及び中断率低下を図るため、各健診機関の年間目標数値を設定し、実施率を向上させる。 ・専門機関等への外部委託による特定保健指導を推進し、遠隔面談や府外在住者を含め実施を拡大する。 ・年度当初に行う健康サポート等の特定保健指導案内にナッジ理論等を活用し、事業所の特定保健指導受け入れの拡大を図る。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者 機能関係	<p>【被扶養者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団健診において、健診機関による健診日当日の初回面談の拡大を図る。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ICT を活用した遠隔面談等による特定保健指導の拡大を図る。</u> ・ 特定保健指導利用勧奨においては、効果的な案内を取り入れ、受け入れの拡大を図る。 <p>≪重要度：高≫</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>≪困難度：高≫</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導対象者が多く在職する事業所の勧奨を強化し、グループ支援等を実施する。 ・ 特定保健指導の受け入れが少ない健康宣言事業所を対象に、健康宣言後の事後フォローを含めた受診勧奨を実施する。 <p>【被扶養者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団健診で、健診機関による健診当日の初回面談を強化実施する。 ・ 集団健診案内時にナッジ理論等を活用した特定保健指導案内を行い、参加意欲の喚起を図る。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者 機能関係	<p>を達成することは極めて困難である。 なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：158,072人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 28.9% （実施見込者数：45,683人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：12,800人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 22.1% （実施見込者数：2,829人） ■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 28.9%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 22.1%以上とする <p>iii) 重症化予防対策の推進 【未治療者への受診勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者に対する支部からの文書・電話勧奨を実施する。 ・ 特定保健指導と合わせた訪問による受診勧奨を実施する。 ・ <u>5 大がん検査項目における要精密検査者への文書による受診勧奨を実施する。</u> ・ 健診機関からの健診日当日または後日の電話・文書による受診勧奨を実施する。 ・ 未治療者が在職する事業所に対して文書・訪問により受診勧奨への理解・協力を深める。 	戦⑫ P. 27	<ul style="list-style-type: none"> □被保険者（特定保健指導対象者数： 149,884人） 特定保健指導 実施率 21.7%（実施見込者数：32,500人） □被扶養者（特定保健指導対象者数： 10,836人） 特定保健指導 実施率18.5%（実施見込者数：2,000人） ■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を21.7%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を18.5%以上とする <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>□未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 6,592人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者を対象に文書・電話勧奨を実施する。 ・ 確実に受診へ繋げるため、特定保健指導とあわせた訪問による受診勧奨を実施する。 ・ ナッジ理論等を活用したトークスクリプトやチラシを作成し、効果的な受診勧奨を行う。 ・ 未治療者が在職する事業所に対し、文書・訪問により受診勧奨への理解・協力を深める。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
<p>2. 戦略的保険者 機能関係</p>	<p>【糖尿病性腎症に係る重症化予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府医師会と連携し、<u>未治療者・治療中断者</u>に対して文書・電話・訪問による受診勧奨を実施する。 ・<u>糖尿病未病者</u>に対して効果的な案内を取り入れた生活習慣の改善を促す通知書を送付する。 <p>《重要度：高》 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 26,000人 ■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した割合を12.4%以上とする <p>iv) コラボヘルスの推進〈I、II、III〉</p> <p>○ 健康宣言事業所の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済団体、経済産業局、大阪府、市町村、協力事業者等と連携を図り、「オール大阪」による健康経営・健康宣言の普及促進を行い、大阪支部加入事業所の健康増進を図る。 ・<u>健康宣言を健康経営優良法人と連動させた取組とし、健康経営セミナーの開催、事業所へのアドバイザー派遣、相談ダイヤルの設置、事業所への訪問勧奨事業等、支援を拡充する。</u> ・健康経営促進に積極的なエリアをモデルケースとする取組と 	<p>戦⑬ P. 29</p>	<p>□糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府医師会と連携し電話・訪問による受診勧奨を実施する。 ・取組実績がある市町村と連携し、効果検証を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする <p>iv) コラボヘルスの推進〈I、II、III〉</p> <p>□健康宣言事業所の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済団体、経済産業局、大阪府、市町村、協力事業者等と連携を図り、「オール大阪」による健康経営・健康宣言の普及促進を行い、大阪支部加入事業所の健康増進を図る。 ・経済産業局、大阪府と連携し、健康経営優良法人の取得を目指す事業所に対して、セミナーや職員の派遣などフォローアップを行う。 ・健康経営啓発セミナーを市町村、商工会議所と連携し開催する。また、健康経営促進に積極的なエリアをモデルケー

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者 機能関係	<p>して、<u>大阪東部地域の商工会議所との連携、及び枚方市との連携を進め、他のエリアへ横展開を行う。</u></p> <p>《重要度：高》</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を4,000事業所以上とする</p> <p>③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ⅰ) 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>アンケート等により加入者・事業主の意見を聴き、ニーズに応じた適切な時期及び媒体で情報を提供する。</u> ・<u>イラストやロゴを用いたわかりやすい広報物を作成する。また、メールマガジンはコラムの充実を図り、活用度の向上を図る。</u> ・<u>既存の広報媒体だけでなく、インターネット広告等デジタルコンテンツを活用し、ターゲット層に適した媒体で広報を実施する。</u> 	戦⑭ P. 31	<p>スとして、他のエリアにもセミナーの横展開を行う。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を3,000事業所以上とする。</p> <p>③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ⅰ) 広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報の年度計画を策定し、必要に応じて関係団体との連携による広報を実施する。 ・外部委託を活用し、イラストやロゴを用いた分かりやすい広報物を提供する。 ・動画やデジタルサイネージを活用し、幅広い層に対して広報を行う。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者 機能関係	<p>ii) 健康保険委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所規模に応じた<u>勤奨（文書・電話・訪問）</u>を実施し、効果的・効率的に健康保険委員の委嘱拡大を図る。 ・<u>健康宣言事業所の健康保険委員委嘱を推進する。</u> ・広報誌「健康保険委員だより」及び健康保険委員研修会を通じて、適時に必要な情報を提供する。 ・健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して、健康保険委員表彰を実施する。 <p>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を45.6%以上とする</p> <p>④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックカルテを活用し、大阪支部の阻害要因を分析する。 ・個別の医療機関・薬局に対し、見える化ツールや後発医薬品実績リスト等を活用し、効果的な情報提供を行う。また、円滑に実施するため、大阪府及び市町村、大阪府薬剤師会等との連携を図る。 ・動画やデジタルサイネージ・SNS広告等を活用した広報、ジェネリック希望シール、啓発グッズの配布、セミナー等の開催など、幅広い広報、啓発を行う。 ・ジェネリック医薬品未切替者を対象に、<u>効果的な案内を取り</u> 	<p>戦⑭ P. 31</p> <p>戦⑮ P. 33</p>	<p>ii) 健康保険委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書や電話による勤奨を実施し、健康保険委員の委嘱拡大を図る。 ・健康宣言と健康保険委員の同時登録を推進する。 ・年4回の広報誌の発行及び研修会の開催により適時に分かりやすい情報を提供する。 ・協会けんぽに対して望んでいる「こと・もの」を、アンケートを通じて正確に把握し、アンケート結果を事業に反映させる。 ・健康保険委員の表彰を実施することで、これまでの活動や功績を広く発信する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を40.1%以上とする。</p> <p>④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックカルテを活用し、大阪支部の阻害要因を分析する。 ・個別の医療機関・薬局に対し、見える化ツールや後発医薬品実績リスト等を活用し、効果的な情報提供を行う。また、円滑に実施するため、大阪府及び市町村との連携を図る。 ・新聞広告、Youtubeでの動画配信、保険証送付時同封シールなど幅広い広報を行う。 ・ジェネリック医薬品軽減額通知により切替えを行わなかった方を対象に、ナッジ理論を活用した2次勤奨を実施し、切替えを促す。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者 機能関係	<p>入れた2次勸奨を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険等の保険者と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。 ・「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を実施する。 <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で78.9%以上とする。</p> <p>《重要度：高》 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>⑤インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5つの指標から強化が必要な事業を明確にし、重点的に取り組む。 ・制度の仕組みや意義について周知広報を丁寧に行う。 <p>《重要度：高》 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015』や『未来投資戦略 2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険等の保険者と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。 ・「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を実施する。 <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で77.8%以上とする。</p> <p>⑤インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5つの指標から強化が必要な事業を明確にし、重点的に取り組む。 ・制度の仕組みや意義について周知広報を丁寧に行う。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者 機能関係	<p>⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信（Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心かつ効率的な医療を受けられるよう、加入者の代表として意見発信を行う。 ・医療計画及び医療費適正化計画の着実な実施及び令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会の医療データや国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診等の健康増進につながる行動や医療保険制度の現状について、他の保険者と連携し、大阪府保険者協議会として広く府民に働きかけを行う。 <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険者と連携し、大阪府保険者協議会として広く府民に働きかけを行う。 ・事業所及び加入者に向け、医療保険制度の維持と適切な受診行動を結び付け、地域医療を守る観点から広報を行う。 ・加入者に対して、かかりつけ医やかかりつけ薬局、こども医療電話相談（#8000）や救急安心センター（#7119）を周知し、適正受診につなげる。 	戦⑩ 戦⑪ P. 35	<p>⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信（Ⅱ、Ⅲ）</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心かつ効率的な医療を受けられるよう、加入者の代表として意見発信を行う。 ・健診実施率向上等、大阪府医療費適正化計画の方針を事業に反映させ、PDCAサイクルによる取組に基づき意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会の医療データや国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診等の健康増進につながる行動や医療保険制度の現状について、他の保険者と連携し、大阪府保険者協議会として広く府民に働きかけを行う。 <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険者と連携し、大阪府保険者協議会として広く府民に働きかけを行う。 ・事業所及び加入者に向け、医療保険制度の維持と適切な受診行動を結び付け、ナッジ理論を活用した広報を行う。 ・効果的な働きかけを行うため、医療データを活用する。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
2. 戦略的保険者機能関係	<p>■KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を行う</p> <p>《重要度：高》</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>*大阪支部が参画している各種協議会</p> <p>大阪府保険者協議会、大阪府地域医療構想調整会議、大阪府医療費適正化計画推進審議会、大阪府医療審議会、後発医薬品安心使用促進のための協議会、大阪府地域職域連携推進協議会、大阪府高齢者医療懇談会、健康おおさか21推進府民会議、国民健康保険運営協議会（20市1町）</p> <p>⑦調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療データ等を活用し加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について医療費等の分析を行う。 ・医療費適正化に向け、本部アドバイザーを活用し、健診におけるがん項目の要精密検査者の医療機関への受診行動を分析する。 ・大阪府と連携し、協会けんぽ及び国民健康保険加入者の健診データ・レセプトデータを共同で分析し、大阪府内の健康状態等を把握し、具体的な事業に結び付ける。 		<p>■KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を行う。</p> <p>*大阪支部が参画している各種協議会</p> <p>大阪府保険者協議会、大阪府地域医療構想調整会議、大阪府医療費適正化計画推進審議会、大阪府医療審議会、後発医薬品安心使用促進のための協議会、大阪府地域職域連携推進協議会、大阪府高齢者医療懇談会、康おおさか21推進府民会議、国民健康保険運営協議会（20市1町）</p> <p>⑦調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療データ等を活用し加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について医療費等の分析を行う。 ・GISやSPSS等の本部提供ツールを活用し、調査研究の推進を図る。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
3. 組織・運営体制関係	<p>人事・組織に関する取組</p> <p>①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績評価面談を通じ、人事評価要領に定める役割定義に基づく人材育成を推進する。 ・基盤的業務の標準化、効率化、簡素化の取組により、<u>戦略的業務の重点化を進める。</u> <p>②OJTを中心とした人材育成</p> <p>i) 効果的な職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>支部の現状、社会情勢を踏まえ、課題に応じた研修を実施する。</u> ・<u>研修後はアンケートや理解度テスト等で効果検証を行う。</u> <p>ii) <u>OJTの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを取りやすい体制や環境づくりを推進し、職員間での意見交換や意見発信を活発にする。 ・自ら考え創意工夫する機会を設定し、戦略的保険者機能の発揮に貢献できる職員を育成する。 <p>③支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績評価項目から強化が必要な事業を明確にし、重点的に取り組む。 		<p>人事・組織に関する取組</p> <p>①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績評価面談及びOJTを通じ、人事評価要領に定める役割定義に基づく人材育成を推進する。 ・基盤的業務の標準化、効率化、簡素化の取組により、コア業務や企画業務の重点化を進める。 <p>②OJTを中心とした人材育成</p> <p>i) 内部・外部講師による効果的な職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の研修内容、社会情勢を踏まえ、事業の生産性を高める研修を計画し実行する。 ・オンラインの活用やテキストを配布し理解度テストを行うなど、実行可能な方法を模索し実施する。 <p>ii) 日常業務の中でのOJTを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを取りやすい体制や環境づくりを推進し、職員間での意見交換や意見発信を活発にする。 ・自ら考え創意工夫する機会を設定し、戦略的保険者機能の発揮に貢献できる職員を育成する。 <p>③支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績評価項目から強化が必要な事業を明確にし、重点的に取り組む。

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>内部統制に関する取組</p> <p>① 内部統制に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画総務部、業務部間で業務の進捗を共有し、連携して事業運営にあたることのできる体制と環境の整備を進める。 <p>②リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護・情報セキュリティについて研修を実施するとともに、平時から管理職が具体的な注意喚起を継続するほか、定期的に職員相互で遵守事項が徹底されているか確認する。 ・大規模自然災害等に備えた訓練を年2回以上行い、初動対応の確認と想定されるリスクへの備えを充実させる。 <p>③コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について研修を実施するとともに、管理職による日常点検及び<u>定期的なセルフチェック</u>を行いリスクの発見とマネジメントを徹底する。 ・<u>ハラスメントに関する相談等について、相談員及び外部相談窓口の周知を図るとともに、相談員及び管理職の研修を実施する。</u> <p>その他の取組</p> <p>①費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の一者応札案件の減少に努める。 <ul style="list-style-type: none"> i) 事業者が参加しやすい環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業については業務内容が理解しやすい事業名を付 	<p>組⑩ P. 37</p>	<p>内部統制に関する取組</p> <p>①内部統制に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画総務部、業務部間で業務の進捗を共有し、連携して事業運営にあたることのできる体制と環境の整備を進める。 <p>②リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護・情報セキュリティについて研修を実施するとともに、平時から管理職が具体的な注意喚起を継続するほか、定期的に職員相互で遵守事項が徹底されているか確認する。 ・大規模自然災害等に備えた訓練を年2回以上行い、初動対応の確認と想定されるリスクへの備えを充実させる。 <p>③コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について研修を実施するとともに、管理職による日常点検を行いリスクの発見とマネジメントを徹底する。 <p>その他の取組</p> <p>①費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の一者応札案件の減少に努めるため、以下の取り組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> i) 事業者の参加しやすい環境づくり

○ 令和4年度 大阪支部事業計画案（令和3年度との対照）

分野	令和4年度 大阪支部事業計画（案）	項番	令和3年度 大阪支部事業計画
3. 組織・運営体制関係	<p><u>し、仕様を明確化したわかりやすい仕様書とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公告期間及び納期までの期間を十分に確保する。</u> ・ <u>すべての委託事業について入札説明会を実施し、質疑応答は仕様書を配付した全事業者へ展開する。</u> <p>ii) <u>入札辞退者へのアンケート</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入札辞退者に対しアンケート調査（聞き取り）を実施し、次期調達の参考とする。</u> <p>iii) 参加者拡大への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格保有事業者及び関係機関の類似事業の応札事業者あてに入札公告案内を送付する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすい調達案件名の設定と仕様書等の作成。 ・ 公告から入札及び納期まで、十分な期間の確保。 <p>ii) 競争参加者へのアンケート実施と分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に実施した案件のアンケートを分析して仕様書作成に反映させる。 ・ 入札説明会での質疑応答等を活用し、事業者の入札参加の障壁となっている事象を聴取し、改善する。 <p>iii) 参加者拡大への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格保有の事業者への積極的な周知活動（ダイレクトメール（はがき）の送付による入札公告揭示案内） <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。（令和2年11月現在 18.75%）</p>

【令和4年度 大阪支部 KPI一覧】

基盤的保険者機能関係

	KPI項目	令和4年度KPI	令和3年度	
			実績	KPI
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況	100%	100% (8月末)	100%
	②現金給付等の申請に係る郵送化率	96.9% 以上	96.9% (11月末)	96.0% 以上
効果的なレセプト点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	対前年度以上	0.407% (9月末)	0.438% 以上
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上	-	-
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合	対前年度以下	1.91% (10月末)	2.07%以下
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	対前年度以上	82.57% (10月末)	88.77% 以上
	②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率	対前年度以上	33.01% (10月末)	41.72% 以上
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	93.4% 以上	55.4% (11月末)	92.7% 以上

【令和4年度 大阪支部 KPI一覧】

戦略的保険者機能関係

KPI項目		令和4年度KPI	令和3年度	
			実績	KPI
特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診受診率	48.4% 以上	19.3% (10月末)	44.7% 以上
	②事業者健診データ取得率	10.9% 以上	1.6% (10月末)	9.7% 以上
	③被扶養者の特定健診受診率	34.5% 以上	10.5% (10月末)	32.8% 以上
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率	28.9% 以上	7.5% (10月末)	21.5% 以上
	②被扶養者の特定保健指導の実施率	22.1% 以上		
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	12.4% 以上	9.7% (10月末)	11.8% 以上
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	4,000事業所以上	2,973社	3,000社
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	45.6% 以上	41.0% (10月末)	40.1% 以上
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合	78.9% 以上	77.2% (9月末)	77.8% 以上
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する	実施	実施機会無	実施

組織・運営体制関係

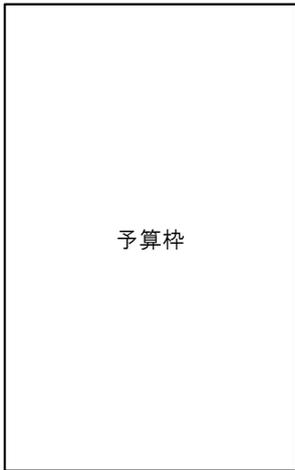
KPI項目		令和4年度KPI	令和3年度	
			実績	KPI
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0% 以下	7.4% (11月末)	20.0% 以下

令和4年度 大阪支部 保険者機能強化予算について

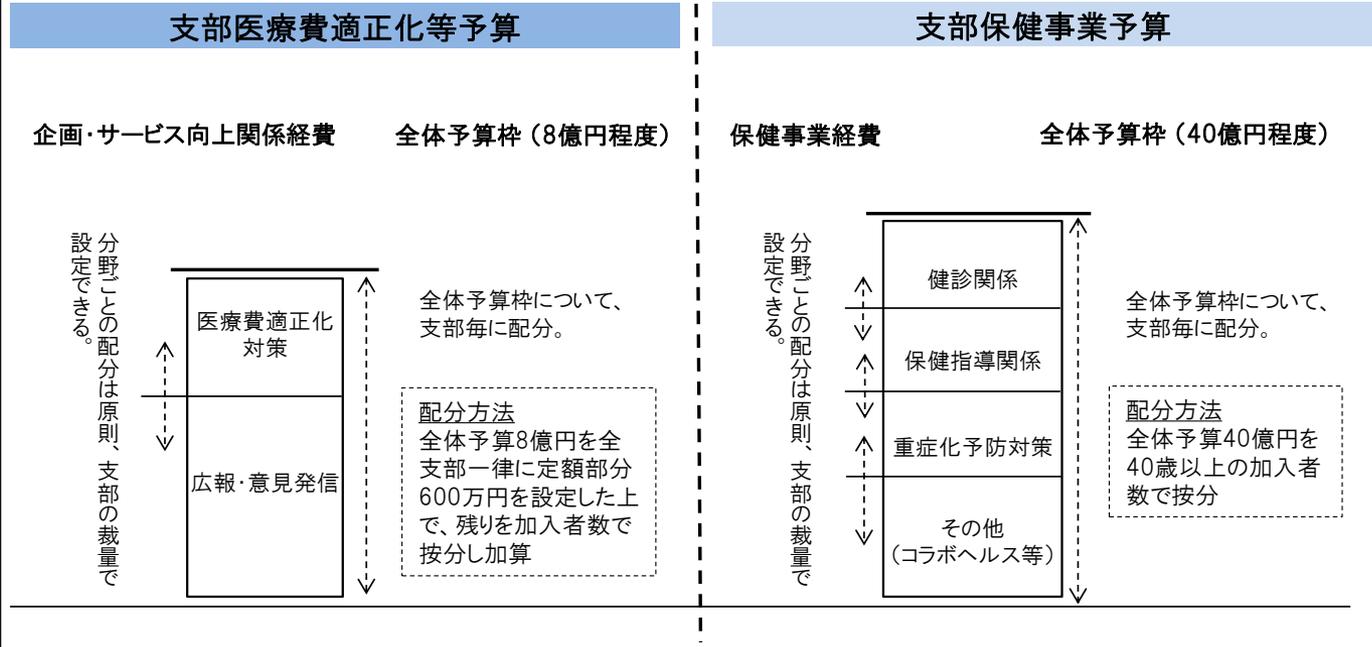
○ 支部保険者機能強化予算の概要

支部保険者機能強化予算の概要

基礎的業務関係予算



支部保険者機能強化予算



令和4年度大阪支部予算枠

支部医療費適正化等予算	支部保健事業予算
50,662千円	333,416千円

○ 令和4年度 大阪支部保険者機能強化予算（案）

【医療費適正化等予算】（単位：千円）

分野	項番	新規・継続	取組名	最終予算額
医療費適正化 対策経費	1	継続	対象を絞った二次通知による「ジェネリックレター」	449
	2	一部新規	プロサッカークラブのキャラクターロゴ等を使用したジェネリック希望シール、エコ(残薬)バッグの作成	5,962
	3	継続	マイナス影響度の高い市町村と連携した、ジェネリック使用割合通知による医療機関、薬局への情報提供	297
	4	継続	大阪府・市町村と連携した共同ジェネリック啓発物の作成	407
	5	継続	令和元年度調査研究事業の分析結果を活用した患者照会の実施(柔整)	4,895
広報・意見発信 経費	6	継続	メールマガジンに掲載するコラムの外部委託	660
	7	新規	インターネットを活用した「医療のかかり方」の広報	8,800
	8	新規	ジェネリック医薬品使用割合の低い地域を中心としたデジタルサイネージ広告の実施	7,095
	9	継続	紙媒体による広報 ※1	21,483

計	50,048
予算枠	50,662

※1（紙媒体による広報）21,483千円の内訳は、P29に記載

○ 令和4年度 大阪支部保険者機能強化予算（案）

紙媒体による広報（単位：千円）

項番	新規・継続	取組名	最終予算額
1	継続	納入告知書	9,108
2	継続	健康保険委員向け卓上カレンダーの作成	5,500
3	新規	「健康宣言の証」の作成（公印有）	27
4	継続	健康保険委員制度周知文書作成及び封入封緘	1,925
5	継続	イラスト（漫画）を用いた健康保険制度周知のための小冊子作成	990
6	継続	限度額適用認定証の利用促進のための申請手続きセット	2,200
7	継続	任意継続加入手続き案内	963
8	継続	申請書等送付時に同封するパンフレット	154
9	継続	保険証回収案内チラシ・封筒の印刷および封入・発送	374
10	新規	保険証提示および退職後の保険証は使用不可等の啓発ポスター作成	243
合計			21,483

○ 令和4年度 大阪支部保険者機能強化予算（案）

【保健事業予算】（単位：千円）

項番	新規・継続	取組名	最終予算額
11	新規	健康宣言後の事業所サポート	99
12	新規	「健康宣言×健康経営優良法人」の専門ダイヤル設置	3,740
13	継続	エリアを絞った健康経営の推進	770
14	継続	健康経営に関する専門家派遣事業	9,000
15	継続	健康宣言サポートツールの企画・作成	1,507
16	継続	健康経営優良法人 フォローアップセミナー	1,342
17	継続	①大阪府との共催による健康経営セミナーの開催 ②大阪府健康づくりアワードでの事業所の表彰	333
18	継続	事業所の健康づくりの取組状況・課題の把握及び広報	2,398
19	新規	経済紙を活用した「健康宣言」広報	6,699
20	継続	「事業所健康診断カルテ」の作成に係る業務委託	1,781
21	新規	「事業所業態別カルテ」の作成に係る業務委託	1,650
22	継続	外部委託による事業者健診データ取得勸奨業務	63,360
23	継続	集団健診による生活習慣病予防健診の実施	14,025
24	継続	集団健診による特定健康診査の実施	37,774

○ 令和4年度 大阪支部保険者機能強化予算（案）

【保健事業予算】（単位：千円）

項番	新規・継続	取組名	最終予算額
25	継続	生活習慣病予防健診(A)【健診推進費】	33,000
26	新規	事業所の業態・構成比の総合判定によりターゲットを絞った生活習慣病予防健診個人宛DM送付	1,650
27	新規	年度更新にかかる契約書等の印刷・製本業務	330
28	継続	生活習慣病予防健診・特定健診の年次案内	9,465
29	継続	新規契約健診機関周辺事業所への健診開始DM送付	550
30	継続	初めて健診シリーズ 協会けんぽ被保険者向け健診DM案内(35歳初年度)	770
31	継続	働く女性のサポート 婦人科検診受診案内の作成	1,650
32	継続	新規適用事業所への生活習慣病予防健診等の案内業務	880
33	継続	新規適用事業所への生活習慣病予防健診等の電話勧奨業務	2,200
34	新規	初めて健診シリーズ 協会けんぽ被扶養者向け健診DM案内(40歳初年度)	2,200
35	新規	自治体との連携地域における施設を活用した特定健診・がん検診同時実施	8,910
36	継続	特定健診受診券の封入・封緘業務委託	3,625
37	継続	特定健診未受診者の経年での受診状況に応じた勧奨業務	9,900

○ 令和4年度 大阪支部保険者機能強化予算（案）

【保健事業予算】（単位：千円）

項番	新規・継続	取組名	最終予算額
38	新規	インターネット・デジタル技術を活用した健診受診の広報(動画配信等)	8,499
39	新規	専門機関で実施する特定保健指導案内の強化	2,287
40	新規	支部で実施する特定保健指導の健診機関からの早期案内	660
41	継続	支部における二次受診勧奨封入封緘委託業務	3,718
42	継続	健診機関による早期受診勧奨(血圧・血糖)	24,469
43	継続	大阪府医師会と連携した糖尿病性患者の重症化予防対策	842
44	新規	糖尿病性腎症治療中断者対策	13,145
45	新規	糖尿病未病者への情報提供	8,382
46	継続	健診機関による「要治療者」への受診勧奨(5大がん検査項目)	2,628
47	新規	がん検診「要精密検査者」への受診勧奨	1,112
48	継続	職場における健康講座	14,300
49	継続	特定保健指導委託機関による健康サポート	5,659
50	継続	その他全般(主に事務経費)	27,771

予算額合計	333,078
-------	---------

予算枠	333,416
-----	---------

